学童保育スイミングスクール YOUTH 町田
ご利用案内及び会員規約

スポーツ アット ホーム YOUTH 町田

1. 保育サービス

項　目	内 容
対 象	小学校１年生～6 年生
通常保育時間	通常日 13:00～20:00
長期休み･代休･振休	7:45～20:00
小学校へのお迎え	登録日の下校時刻に合わせてお迎え。指定小学校。　町田第一小学校(1･2 年生のみ)。 ※下校時刻表、行動予定表(学年便り)は、月末までに翌月分をメール又は電話で必ずご提出下さい。
おやつ	15:30 提供。月会費に含む
お弁当	学校給食がない日に昼食をご希望のお子様には、お弁当【 690 円(税込)】の注文をお受けしております。 前日 17:00 までにメールにてご連絡ください。
宿 題	自主的な学習習慣を身につけられるようサポート。 Wi-Fi･インターネット環境なし
習い事	学童室からの途中退室･再入室は可能。習い事で外出中の事故･けがは学童保険の対象外
軽 食	18:00 におにぎりかパンを購入し食べることができます。集金袋にて実費精算となります。 当日 17:00 までにメールにてご連絡ください。

2. 料金(税込)

項　目	料 金
入会金(初回)	13,700　円
年会費(年１回)	7,000　円
年保険料(年１回)	900　円（4月更新）
週５日 月会費	45,150　円
週４日 月会費	42,400　円
週３日 月会費	38,300　円
週２日 月会費	31,700　円
週１日 月会費	21,950　円
１日ショット	4,900　円
半日ショット	2,500　円
20 時以降の延長	15 分あたり 750　円
お弁当	１食 690
軽 食	実費

※スイミング･ダンスに参加しない場合も、月会費は同額です。指定用品代が別途かかる場合があります。
クラスの定員･実施曜日等は別途確認してください。

3. 入会・支払い

入会申込書に必要事項を記入して提出してください。申込当日から入会・利用可能となります。
入会時の初期費用（入会金・年会費・年保険料・初月の月会費）はフロントで支払い。
月会費の自動振替日は、ゆうちょ銀行が毎月 1 日、その他の銀行が毎月 6 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）。前日までに残高をご確認ください。
2 年目以降の年会費は、入会月に月会費と合わせて引落し。年保険料は毎年4月更新となり、別途集金となります。
お弁当代・イベント費等も別途集金となります。

4. 変更・休会・退会・ショット

手続き	締切・方法
コース変更	変更する月の前月 20 日までにフロントで手続き
休　会	休会する月の前月 20 日までにフロントで手続き
退　会	退会する月の 20 日までにフロントで手続き
電話での手続き	コース変更・休会・退会は電話受付不可
締切日が休館日の場合	休館日の前日までに鉄好き
振　替	学童保育の振替制度なし 登録日以外はショットを申込み
ショット申込み	原則 2 日前までに学童スタッフへ連絡。氏名・利用時間・昼食弁当の有無を伝える

※正規の手続きを完了していない場合、利用の有無にかかわらず在籍扱いとなり、所定の会費が発生します。納入済み会費等は、正規の退会・休会手続き等の場合を除き、原則返金されません。

5. 欠席・学校予定・お迎え連絡

項　目	連絡期限・内容
通常保育の欠席	12:00 まで
朝から保育の欠席	8:30 まで
下校時刻の変更	原則 3 日前までに連絡。天災時以外の当日変更は対応できない場合あり
午前授業	学校予定表が出たら速やかに連絡。遅くとも 1 週間前まで
代休・振休の朝から保育	希望日の 1 週間前までに連絡
保護者以外のお迎え	安全確保のため事前連絡が必要
レッスン欠席	スイミング・キッズダンスはフロントへ連絡。 外部の習い事は学童スタッフへ連絡
外部習い事の振替	振替当日 12:00 までに学童へ連絡

※お弁当は、学校給食がない日に注文可能。（前日 17:00 までに学童メールが必要）。
※夜の軽食は当日 17:00 までに、電話・メールが必要。
（平日 14:00～19:00）（長期休み　8時～19時）

6. 学校休校・各種警報等の発表に伴う学童対応について

会員様や保護者様の安全を考慮しつつ、適切な学童保育環境を確保し、台風や集中豪雨等に伴う避難情報発令時及び、熱中症特別警戒アラート発表時における当クラブの営業・臨時休業の対応について、以下のとおりとします。

臨時閉所や自粛要請、施設の再開等についての連絡は、弊社ホームページや、施設の連絡メールの配信等により行います。
ただし、災害の状況によっては連絡が間に合わない場合もありますので、その場合は、保護者の判断で、安全確保を最優先とした対応をとるようお願いします。

午前6時の時点で町田市の警報等が出ていなければ、通常とおり営業します。

	警戒レベル5	警戒レベル4	警戒レベル3
災害内容	レベル5氾濫特別警報	レベル4氾濫特別警報	レベル3氾濫特別警報
	レベル5大雨特別警報	レベル4大雨特別警報	レベル3大雨特別警報
	レベル5土砂災害特別警報	レベル4土砂災害特別警報	レベル3土砂災害特別警報
	大雪特別警報	-	大雪警報
	暴風特別警報	-	暴風警報
	暴風雪特別警報	-	暴風雪警報
	⇩	⇩	⇩
YOUTH 町田の対応	臨時閉所	浸水想定区域・土砂災害警戒区域内は臨時閉所、区域外は 自粛要請をします	自粛要請をします
会員・保護者の対応（登所前）	登所せずに自宅待機をお願いします。	登所せずに自宅待機をお願いします。	できる限り登所を自粛してください。

■自粛要請とは、当クラブから「原則として利用を控えてほしい」と保護者様にご協力を求める任意の要請となります。
また、営業時間の短縮やイベント開催の見直し協力を求めるとこになります。

営業を中止する場合、会員様にはご連絡致しませんので予めご了承下さい。

その他	**当クラブの対応**
学校が臨時休校	臨時開所または臨時閉所。YOUTH 町田からの連絡を確認
登校時間繰り下げ	開所
下校時間繰り上げ・集団下校	下校時間から開所し、小学校へお迎え
下校時に保護者引取り	小学校へお迎え
保育中に警戒レベル 3 以上	18:00 までの預かり。保護者のお迎えを依頼

対象区域や施設の状況によって対応が異なる場合があります。
学級閉鎖の場合は、感染拡大防止のため受入れをお断りします。災害時の引渡しについて、保護者以外への引渡しには事前申請が必要です。
登録日以外の曜日に学校へ迎えを希望する場合は、所定の「災害時、お迎え依頼届」を提出してください。

熱中症特別警戒アラート発表時

近隣小学校開校日に本アラートが発表された場合は、学童保育スイミングスクール YOUTH 町田は臨時休業をする場合があります。
環境省の「熱中症予防情報サイト」を確認しながら、営業内容を変更しながら対応します

7. 会員の厳守事項・責任

施設内では指導員・係員の指示と各ルールを守り、施設の秩序を保ち、器物破損や風紀を乱す行為をしないでください。規約違反等がある場合、除名となることがあります。
指導中の事故について応急処置は行いますが、規約では指導員の故意または重大な過失による場合等を除き責任を負わない旨が記載されています。貴重品は各自で管理し、盗難・紛失について施設は責任を負いません。

8. 緊急連絡先・所在地

項　目	**連絡先**
YOUTH 町田	042-728-1931
学童直通携帯	070-7422-3093
学童メール	gakudohoiku.youth@gmail.com
所在地	〒194-0021 東京都町田市中町 1-19-1 ミサワビル 1 階
最寄駅	小田急線 町田駅 北口 徒歩 5 分／JR 横浜線 町田駅 中央口 徒歩 10 分

学童保育スイミングスクール YOUTH 町田 規約

第1条（入会の手続き）

当学童に入会するときは、所定の手続きを行い、入会金・月会費・年会費・年保険料・その他必要な料金を添えてお申し込み下さい。

第2条（指導日時）

本会員は各コースに定められた曜日時間に保育を受けることができます。

第3条（会費）

会費は別に定めるコース別の料金表をご覧ください。ゆうちょ銀行は毎月1日、その他の銀行は毎月6日（金融機関が休業の場合、1営業日後）に自動振替システムにより納入していただきます。
年会費は年に1度、入会月に月会費と一緒に納入していただきます。
年保険料は4月更新となり別途集金させていただきます。

第4条（会費等の不返還）

納入された会費等は原則として正規の手続きによる退会・休会の場合を除き返還致しません。

第5条（退会・休会・クラス変更）

休会・クラス変更する場合、該当月の前月 20 日迄（休業日の場合、休業日前日まで）、退会する場合、該当月の 20 日迄（休業日の場合、休業日前日まで）に、別に定める退会・休会・クラス変更用紙に必要事項を記入の上、フロントへ提出して下さい。

※お電話での受付はしていません。
※退会・休会等の手続きをフロントにて完了していない方は、保育の出欠の有無にかかわらず在籍とみなし所定の会費をお支払いしていただきます。

第6条（休業）

① 当学童は、別に定める年間スケジュールにともない、夏季・年末年始・施設補修期間・社員研修期間に休業致します。

② 天災地変、交通途絶等により、事実上施設の利用が不可能になるか、または危険が予想される場合は、臨時休業とする場合があります。この場合、本校は免責されるものとします。

※前項①及び②など、クラブの都合による休業を行う旨のみを定め、会費返金については原則として返還しません。

第7条（会員のモラル）

会員は下記のことを遵守してください。

① 施設内では指導員及び係員の指示に従い各ルールを守ってください。

② 当学童の秩序を守り、本校の目的にそうように努力してください。

③ 器物破損行為、風紀を乱す行為を行わないで下さい。

第8条（除名）

第7条の各項に違反し、または当クラブ会員としてふさわしくないと認められる方は当学童より除名させていただくこともあります。

第9条（賠償責任範囲）

① 当学童の指導中に会員が身体障害事故を被った場合、応急処置は致しますが、その事故が指導員の故意又は重大な過失に起因する場合を除いて、当学童は責任を負いません。また、会員の疾病によって発生した場合についても、賠償責任を負いません。

② 貴重品などは本人が保管するものとし、盗難、紛失については当クラブは一切責任を負いません。

第10条（発行）

本規約は、平成 27 年 4 月 1 日より施行致します。

第11条（規約の改正）

本規約は、必要に応じて改正されることがあります。

改定日　令和8年10月1日

学童保育スイミングスクール　YOUTH 町田

YOUTH 町田会員規約（第 1 条～第 30 条）